■碓氷川圏域河川整備計画(素案)に対する意見への対応方針について【整備計画審査会】

| 番号 | 該当部分 | ペ- 素案 | -ジ | 項目 | 意見・指摘事項等 | 対応方針 |
|----|---|----------|----|--------------------|---|---|
| | 第1章 圏域の概要 (4)圏域の自然環境 | 2 | 2 | 自然環境 | 森林の内訳の記載(人工林、二次林、天然林など)があった方が良いのではないでしょうか。 | 当該圏域の森林の内訳について、以下の文献をもとに、人工林、二次林、天然林等の状況を確認しましたが、データが古く、また森林の内訳の記載がないことから、現況を適切に示す資料が得られなかったため、内訳までは本文に明記しないものとしました。 確認:■5万分の1現存植生図(富岡、榛名山(第2回調査 昭和58~62年度)) ■群馬県植物誌(群馬県高等学校教育研究会生物部会(1987年)) ■貴重な自然 植物編(群馬県(1990年)) |
| 2 | 第2章 河川の現況と課題 第1節 洪水による災害の発生の 防止又は軽減に関する事項 | 4 | 5 | 水害 | は計257人。高崎の碓氷、烏の両河川合流付近で堤防が決壊し、 住民救護に当たっていた高崎15連隊の若い兵士7人も犠牲になっ た。片岡小近くには当時の市民がこの災害を後世に伝えるために立 てた「七士殉職供養塔」がある。大水害の歴史を住民に身近なもの | 「群馬県気象災害史」を確認しましたが、昭和 10 年災の死者・行方不明者計 257 人は県全体数であり、圏域(地域)単位の詳細は不明なことから、本文には 記載しないものとしました。 また、「七士殉職供養塔」に関しましては、国管理区間である烏川及び碓氷川 の堤防決壊に起因していることから、本計画への記載は馴染まないものと思われ、他の記載内容との文章量のバランス等も考慮し、本文には記載しないもの としました。 |
| 3 | | 4 | 5 | 水害 | 「何らかの」とありますが、詳細をわかる範囲で記されたらいかがでしょうか。 「明治43年に」は「明治43年の」ではないでしょうか。 「模様」とありますが、わかる範囲で記されるのが良いのではないでしょうか。 | 【修正】 既往資料等を調査しましたが、「何らかの」あるいは「模様」を具体的に記載できる事業の実施時期・内容について、根拠となるものが確認できませんでした。なお、文章の表現については、以下のとおり一部修正しました。 〈記載内容〉 碓氷川の治水事業は、明治43年の水害を契機に復旧事業が始められ、その後、昭和10年の大水害によって、碓氷川、九十九川、秋間川、後閑川等の主要河川の整備が国によって行われた模様である。 |
| 4 | 第2章第3節 河川環境の整備と 保全に関する事項 | 6 | 9 | 生物の 生育・生息 場所 | 11 頁、12 頁では、同様の表現として「動植物が生息・生育・繁殖 …」、「動植物の生息・生育・繁殖…」が用いられているため、6 頁 についても「動植物の生息・生育・繁殖場所」とするのが良いと思 う。 | ご指摘を踏まえ、「動植物の生息・生育・繁殖場所」に統一しました。 |

| 番 | 該当部分 | ペ- | ージ | - 項目 | 意見・指摘事項等 | 対応方針 |
|---|-------------|----|----|------|--|---|
| 号 | 談当即刀 | 素案 | 原案 | | | |
| 5 | 第2章第3節(1)植物 | 6 | 9 | 植物 | 記載ミスではないか。 「低い山体とため池という里山とういう多様な」 | 【修正】 魚類や鳥類についての文章量とのバランスを考慮し、<植生概要の記載例>を 一部引用し、以下のとおり記載するものとしました。 |
| | | 6 | 9 | 植物 | 確米川圏域の植物(植生)の概要が示されているとは言い難い。なお、「谷津田」は地形ではなく、谷津(谷戸)に作られた水田を示す。また、「タラノメ」は「タラノキ」の誤り。さらに、希少種の種名記載は盗掘防止のため、できるだけ避けるのが望ましい 〈碓氷川圏域の植生概要の記載例(私案)> 確氷川圏域の植生概要の記載例(私案)> 確氷川圏域の植生は、海抜 450~600m 付近を境として下部の常緑広葉樹帯から上部の夏緑広葉樹林帯に移行する。常緑広葉樹林帯は、自然植生の大部分が失われ代償植生になっている。平坦地には市街地や耕地が広がり、周辺の丘陵地にはコナラ、クリ、エゴノキ、あるいはアカマツなどのクスギーコナラ林やクリーコナラ林、アカマツ林などの雑木林、スギ・ヒノキ植林、モウソウチク林、マダケ林などの人為植生が見られる。また、支川流域には谷津田が多く、ため池や雑木林と一体となって、生物多様性の高い里山を形作っている。なお、九十九川左岸の湯沢温泉付近のシラカシ林や桂昌寺のツクバネガシーシラカシ林は、原植生の名残として県内でも貴重な存在である。夏緑広葉樹林帯においても代償植生のミズナラ林やスギ・ヒノキ植林が広い面積を占め、自然植生は急峻で特異な山体をもつ妙義山周辺などに残されているだけである。妙義山周辺は、夏緑広葉樹林帯下部が中間温帯林となり、モミ、ツガ、イヌブナ、カエデ類が多く、人手の加わることの少ない急傾斜地にアブラツツジーイヌブナ林、岩稜地や尾根状地にツガ林が見られる。それより上部には、イヌブナーブナ林が分布し、山稜上はネズミサシ、アカマツ、ジグウカンバ、ヒメコマツなどをまじえるミズナラ低木林となっている。なお、表土のほとんど無い岩壁にはまばらな草本群落が見られる。また、沢筋にはオオモミジーケヤキ林が分布するほか、一部にシオジ林が見られるなど、変化に富んだ生物多様性の高い地域となっている。(引用文献)「群馬県の貴重な自然植物編群馬県林務部 1990」「群馬の貴重な自然植物編群馬県林務部 1990」「群馬の貴重な自然植物編群馬県林務部 1990」「群馬の自然研究会編群馬県自然環境課 1999」「群馬の自然群馬の自然研究会編群馬県自然環境課 1999」 | 《記載内容》 園域の植物については、下流域は常緑広葉樹帯、上流域は夏緑広葉樹林帯となっており、支川流域には谷津田が多く、ため池や雑木林と一体となり、生物多様性の高い里山を形作っている。常緑広葉樹林帯は、自然植生の大部分が失われ代償植生になっており、平坦地には市街地や耕地が広がり、周辺の丘陵地にはコナラ、クリ、エゴノキ、あるいはアカマツなどのクヌギーコナラ林やクリーコナラ林、アカマツ林などの雑木林、スギ・ヒノキ植林、モウソウチク林、マダケ林などの人為植生が見られる。 夏緑広葉樹林帯においても、代償植生のミズナラ林やスギ・ヒノキ植林が広い面積を占め、自然植生は急峻で特異な山体をもつ妙義山周辺などに残されているだけである。 |

| 番 | 該当部分 | | -ジ | 項目 | 意見・指摘事項等 | 対応方針 |
|-----|--------------|----|----|---------|---|--|
| 号 | | 素案 | 原案 | | | |
| | 第2章第3節(2)鳥類 | 7 | 9 | 鳥類 | 引用データが古い。環境の保全もうたっているため、自然環境課、 日本野鳥の会群馬等への最新のデータ照会、あるいは調査の実施を お願いできたらと思います。 | |
| 8 | | 7 | 9 | 鳥類 | カルガモについては年中こと地域(全圏的)に見られ、繁殖もしていることから渡り鳥ではない(ように思われる)。文言に整合を持たせるなら「渡り鳥のカルガモガン・カモ類」程度でいかがか。 | |
| 9 | 第2章第3節(4)哺乳類 | 7 | 9 | 哺乳類 | | 整備予定区間については、今後、環境調査を実施していくこととし、動植物の 生息・生育・繁殖環境に配慮した整備と保全に努めていきたいと考えておりま |
| 100 | 第2章第3節(8)景観 | 7 | 11 | ダム湖の 名称 | 釣り人や地元の人は坂本ダム湖は「碓氷湖」、名木ダム湖は「妙義湖」と呼んで親しんでいるので、例えば坂本ダム湖(碓氷湖)、中木ダム湖(妙義湖)と併記してはいかがか。 | |

| 番 | =+ \/ +n /\ | ページ | | -= D | 辛日 比拉市石体 | ÷+ r5 + 41 |
|-----|--|-----|----|------|--|---|
| 号 | 該当部分 | 素案 | 原案 | - 項目 | 意見・指摘事項等 | 対応方針 |
| (1) | 第3章 河川整備計画の目標に関する事項 第2節 洪水による災害の 発生の防止又は軽減に関する事項 | 9 | 12 | 文章表現 | 10年に1度の洪水、20~30年に1度の洪水といわれても、素人には全く見当がつかない。それぞれどのくらいの雨量があると発生するのだろうか。一般的な目安として、何時間に何ミリ程度という分かりやすい指標を加えられないのだろうか。 | ご指摘を踏まえ、以下のとおり注釈を追加しました。 |
| 12 | | 9 | 12 | 文章表現 | 「内水」については、注釈か分かりやすい言い回しが必要。 | 【追加】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり注釈を追加しました。 〈記載内容〉 河川を流れる水を「外水」と呼ぶのに対し、雨により堤防で守られた土地に溜まる水を「内水」と呼びます。豪雨時には、下水道や排水路では降った雨を流しきれず、内水による浸水が発生する場合があります。 |
| 13 | 第3章 第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 | 9 | 13 | 正常流量 | 現在の流況、水源施設で実現可能かどうか、何らかの形(河川整備計画そのもの、または参考資料など)で示す必要があると考えます。 | H17~H26の流況に対して、3ダム(坂本ダム、霧積ダム、中木ダム)からの補給計算(概算)を行ったところ、3ダムの現有能力で正常流量を確保可能であることを確認しております。なお、正常流量の確保に関する記載については、ご指摘を踏まえ、第4章に第3節を追加し、以下の文章を追加しました。 〈記載内容〉P30 第4章 河川整備の実施に関する事項第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する概要河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、霧積ダム、坂本ダム及び中木ダムを連携させ、水利用の効率化を図るよう関係機関と協力して、必要な流量の確保に努める。 |
| 14 | 第3章 第4節 河川環境の整備と 保全に関する事項 | 11 | 14 | 魚類 | | ご指摘を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。 〈記載内容〉 上記の整備に当たっては、漁業権魚種の保全を図るとともに、カマツカ、シマドジョウ、ギバチ、スナヤツメ、ホトケドジョウ等の重要種の生息・生育・繁 |

| 番 | 該当部分 | | -ジ - 変 | 項目 | 意見・指摘事項等 | 対応方針 |
|----------|--|--------------|-----------------|-------------------|--|--|
| Ę. | | 素案 11 | <u>原案</u> 14 | 文章表現 | 「河川空間」については、注釈か分かりやすい言い回しが必要。 | 【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。 〈記載内容〉 流域の自然環境及び社会環境との調和を図りながら、自然環境の保全及び河川 の水質の改善に取り組むとともに、関係機関の環境部局及び地域の住民との連 |
| Œ | 第4章 河川整備の実施に関する 事項 第1節 河川工事の目的及び種類 | 12 | 15 | 整備対象 河川の 設定 | パワーポイント資料、碓氷川の河川数について資料 no. 4 では、全 40 | 携を図る。 本圏域内の河川数は全 40 河川ですが、パワーポイント資料の no. 24 では、碓氷川を上流区間と下流区間で分割して検討しているため、便宜上 41 河川と記述しておりました。 |
| 17 | | - | 15 | 魚類 | 「工事期間中、長期にわたって濁水の流出の恐れが予想され、魚類等に影響を与えることが懸念される場合には、関係機関と連携し、必要な措置を講ずることに努める」などの文言を入れないか。 | 【追加】 ご指摘を踏まえ、第4章第1節 「河川工事の目的及び種類」に、以下のとおり文章を追加しました。 〈記載内容〉 また、工事期間中、長期にわたる濁水の流出により、魚類等に影響を与えることが懸念される場合には、関係機関と連携し、必要な措置を講ずることに努める。 |
| ① | 第4章第1節(1)洪水を安全に 流下させるための対策 | 15 | 18 | 文章表現 | 「河道改修」は、拡幅や掘削と誤解されやすい。 | 【修正】 ご指摘を踏まえ、以下のとおり文章を修正しました。 〈記載内容〉 堤防が整備されていない区間や堤防の高さが不足している以下の区間において、堤防の整備等を実施し、流下能力の向上を図る。 |
| <u> </u> | 第4章第1節(3)河床低下・洗 掘対策 | 23 | 28 | 河川整備 | | 河床低下・洗掘対策については、今後、計画的にモニタリングを行い、河床低下・洗掘が顕在化した箇所を対象に対策の実施を予定していることから、現時点では対象箇所は明記しないものとしました。 |